

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光仁会富竹の里（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 非常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員に対しては支給しない。
- 4 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬の額の決定)

第4条 理事長の報酬総額は年間240万円以内、非常勤理事の報酬総額は年間20万円以内、監事の報酬総額は年間15万円以内とし、別記1に定める額とする。

- 2 評議員の報酬は、別記2に定める額とする。

### (費用弁償の支給)

第5条 非常勤役員及び評議員の費用弁償は、別記3に定める額とする。

- 2 常勤役員に対しては支給しない。

### (報酬等の支払い)

第6条 非常勤役員及び評議員への支払いは、必要の都度行うものとする。

### (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月25日から施行する。

別記1

区分	内容	額
理事長	人事労務、財務及び運営等の職務遂行の報酬として	月額200,000円
非常勤理事	理事会及び評議員会出席の都度、報酬として	一人一律10,000円
非常勤監事	定款第18条第1項及び第2項に定める監査 社会福祉法第55条の2第5項に定める意見聴取 の都度、報酬として	一人一律15,000円
	理事会及び評議員会出席の都度、報酬として	一人一律10,000円
	行政機関等による監査等の立会いの都度、報酬として	半日(4時間以内)の場合 一人一律6,000円 1日(4時間以上)の場合 一人一律10,000円

別記2

区分	内容	額
評議員	評議員会及び理事会出席の都度、報酬として	一人一律10,000円

別記3

区分	内容	額
非常勤役員 評議員	理事会及び評議員会並びに理事長の要請による会議等 出席の都度、費用弁償として	一人一律3,000円
	職務遂行のための旅行の都度、費用弁償として	旅費規程の定めるところによる